

## 建設分野特定技能外国人及びその受入企業向け (制度変更あり)

### 「資格取得等奨励金制度」 について

# 意欲喚起へ 各10万円を支給



- 「資格取得等奨励金制度」は、令和7年10月1日より申請の受付を開始しました。  
同制度は、建設分野特定技能2号評価試験又は建設関係の技能検定1級相当に合格した場合、特定技能外国人と受入企業それぞれに10万円を支給し、資格取得やキャリアアップを促すのが目的です。
- 令和8年6月以降は、制度を見直し、試験等合格者が建設分野特定2号の在留資格に移行後に、受入企業向けのみ5万円を支給することとなりましたので、申請時にはご注意ください。  
※ すべての1号特定技能外国人の受入負担金を支払っている受入企業が対象です。その場合、合格者全員分が支給の対象となります。
- 当機構HPの「特定技能受入支援サービス」より、申請を承ります。  
(<https://jac-skill.or.jp/r/r.php?r=424>)





## 「資格取得等奨励金制度」の詳細について

### ● 支援対象者（制度変更あり）

①建設分野2号評価試験に合格した場合又は②建設関係の技能検定1級相当（注）に合格した場合

A) ①又は②を取得した特定技能外国人→令和8年6月以降は、対象外となります。

B) A)を取得した特定技能外国人を雇用している受入企業

※ 建設分野特定技能2号評価試験、技能検定1級又は技能検定単一等級に合格した時点で就労している受入企業

A)、B)に対し、それぞれに100,000円を支給

→令和8年6月以降は、B)のみに50,000円を支給予定 ※合格証の発行日が基準となります。

### ● 支援対象範囲（制度変更あり）

1. 2019年4月1日以降に、上記の①又は②を取得した方を対象とする  
（遡り申請可能）

2. A)については、複数の試験等に合格した場合でも、1回限り  
→令和8年6月以降は、対象外

3. B)については、取得した特定技能外国人全員分について対象としますが、令和8年6月以降は、試験等の合格者が、建設分野特定2号の在留資格に移行後に、B)のみに支給予定

4. この制度は受入負担金を原資としているため、受入企業が所属する全ての1号特定技能外国人の受入負担金を支払っていること

### ● 申請受付開始時期

WEBにより申請

※（一社）建設技能人材機構のHPで公表

なお、申請の際は、受入企業の登録が必須



### 〈注〉（建設関係の技能検定）

造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、シャッター施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ、建具製作・表装・鉄工

※シャッター施工については、現時点では特定技能2号への移行要件には含まれません

参考資料：<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004966.pdf>